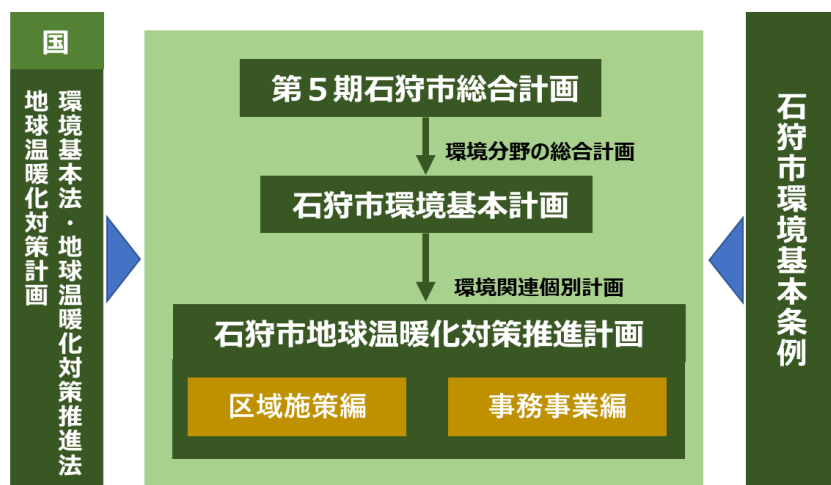


地球温暖化対策推進計画の改定について

1. 計画の目的・位置づけ

石狩市地球温暖化対策推進計画（区域施策編・事務事業編）（以下「温対計画」という。）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第19条第2項及び第21条第1項に基づき、区域施策編は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に実施し、市内における人為的な温室効果ガス排出量の抑制を図り、事務事業編は、市が率先して地球温暖化対策に取り組み、自らが排出する温室効果ガスの削減を図ることを目的とし、策定しているものである。今回、改定をするにあたり、計画体系をスリム化し、実効性を高めるため、石狩市地域新エネルギービジョン（以下「新エネビジョン」という。）を温対計画に統合した形とし、現在策定中の「第3次石狩市環境基本計画」に掲げる地球温暖化対策を具体化し、取組を推進するための個別計画として策定する。



※ 地球温暖化対策の推進に関する法律

（地方公共団体実行計画等）

第21条 都道府県及び市町村は単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

※ 石狩市環境基本条例

（施策の実施のための計画）

第11条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に実施するため、市が環境基本計画に基づき中期的に実施する施策に関する計画を策定しなければならない。

2 市長は、前項の計画を策定するに当たっては、あらかじめ、市民等の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、石狩市環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更するときも、また同様とする。

2. 計画の目標年次等について

- ① 温対計画（区域施策編）：10 年間（令和 3 年度 から 令和 12 年度）
- ② 温対計画（事務事業編）：5 年間（令和 3 年度 から 令和 8 年度）

※現計画の体系

区域施策編：削減目標／基準年（2001年）に対し、2020年には一人当たりの排出量を10%削減

【基本方針】

- 地球のためにできることから積極的に取り組んでいく
- 限りある資源やエネルギーを有効に利用する
- 市・事業者・市民が一体となって取り組む

【施策】

- 市、事業者、市民による省資源・省エネルギー行動の実践
- 風力、太陽光等自然エネルギーの利用推進
- 市、事業者、市民によるパートナーシップのしくみづくり
- 循環型資源の利用促進（環境ビジネスの振興）と新エネルギー・省エネルギー技術開発の推進
- 環境教育・環境学習の推進

事務事業編：削減目標／基準年（2013年）に対し、2020年には25.9%の削減

【基本方針】

- 削減効果の大きい施設・取り組みを優先的に検討・実施
- 石狩市の地域特性に合った削減策の導入
- サービス水準の維持と、活動量削減の適正バランスの見極め
- 効果的な削減に向けた意識啓発

【施策】

- 省エネ改修の推進
- 再生可能エネルギーの導入
- エネルギーの転換
- 職員行動のさらなる改善
- 施設規模の見直しや適正配置
- 廃棄物量の抑制

3. 策定スケジュールについて（予定）

時期	環境審議会	パブリック コメント
令和 2 年 8 月	諮問	
9 月		
10 月	審議	
11 月		
12 月	審議	意見募集
令和 3 年 1 月		↓
2 月	答申	検討結果公表
3 月		